

令和8(2026)年度栃木県デジタルマーケティング推進業務委託仕様書

栃木県（以下「甲」という）では令和3(2021)年度以降、AISASモデルを基本としたデジタルマーケティングの積極的な推進を行ってきた結果、デジタルマーケティング事業数は着実に増加している。一方、デジタル広告そのものも日々進化しており、デジタルマーケティングに関する知識や理解をもって事業設計する必要性が従来よりも高まっている。

このことから、デジタルマーケティングの現状に関する知識の習得及び最新の情報を基に、より効果的かつ効率的な事業運用を図るため、専門的見地から助言及び指導を行うアドバイザーを設置する必要がある。

本仕様書は、甲が発注する令和8(2026)年度栃木県デジタルマーケティング推進業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

令和8(2026)年度栃木県デジタルマーケティング推進業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) 各施策の適切なデジタルマーケティングの導入・実施における相談対応

- ① 各施策のデジタルマーケティング導入・実施に関する仕様書作成、契約、広告配信、予算要求時等において、施策の目的に応じた成果指標（KGI・KPI）の設定、広告配信媒体や手法の選択、ランディングページとなるウェブサイトを含めた広告配信結果の計測・分析・最適化等に係る助言・改善提案を実施するなど、業界のグローバルかつ最新の情報を踏まえた相談対応を随時行うこと。
- ② データ取得が確実に行われるよう、別添「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」に関する技術的支援を行うこと。なお、計測に当たり、HTMLやJavaScript等のプログラミング言語の書き方、Googleタグマネージャーにおけるタグの設定等についての助言・提案も実施するとともに、ITPを含むCookie規制によるデータの欠損に関する説明を実施すること。
- ③ アド Fraud防止への対策として、適切なアドベリフィケーションツール等の導入助言を行うこと。
- ④ ユーザーのプライバシーに配慮した計測知識を有し、海外も含めた最新情報の提供ができること
- ⑤ WebサイトのSEO施工について、Webサイト構造を含めた専門的な知見から、自然検索来訪が増えるような提案・助言を実施すること。
- ⑥ 栃木県全体のデジタルマーケティングの最適化等について提案・助言・相談対応を行うこと。

- ⑦ 委託期間中は、以下のとおり甲の指定する場所で必要な業務を実施すること。ただし、円滑な業務遂行のため、業務内容によって甲と乙の協議により調整を行うものとする。
- ・ 来庁：1日3時間・週1回以上
 - ・ オンライン：1日3時間以上・週1回以上
- (2) デジタルマーケティング活用人材育成に係る研修等開催
- ① 庁内及び県内市町職員等を対象に、デジタルマーケティングに関連した研修を実施すること。なお、1回当たりの所要時間は、6時間程度を想定しているが、研修回数及び時間、時期については甲と乙の協議により決定すること。
 - ② 研修内容については、対象者の知識レベルを考慮して計画案を作成し、甲と乙の協議により決定すること。なお、各回研修内容に沿った講師を招聘することや、同一人が複数回講師を担当することを可とする。
 - ③ 業務の履行場所は、甲の指定する場所とする。ただし、円滑な業務遂行のため、甲と乙の協議により調整を行うものとする。
 - ④ 研修の実施時期及び実施方法については、社会情勢等を考慮し、甲と乙の協議により調整を行うものとする。

4 成果品

以下の成果品を納入すること。

- (1) 実績報告書
乙は、委託業務完了後「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出すること。
- (2) 研修資料
電子データ一式
 - ・ 電子媒体によるデータ納品については、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で、納品すること。
 - ・ 納品物がウイルスに感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

5 納入場所及び検査

- (1) 納入場所は、栃木県総合政策部デジタル戦略課デジタルマーケティング担当とする。
- (2) 乙は、委託業務完了後、成果品を甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (3) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

6 委託料の支払

委託料の支払は概算払とし、四半期毎に分割して乙の請求に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、業務経過内容全般を常に把握している専任担当者を置

き、業務の円滑な実施のために定期的に甲と連絡調整を行うこと。

- (2) 乙は、業務の実施に当たり、栃木県会計規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

- (3) 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (4) 乙は、本業務の実施に当たり、甲の信用を損なう行為や不名誉となるような行為をしないこと。また、業務上知り得た情報を漏らさないこと（委託契約期間終了後も同様とする）。
- (5) 甲は、乙に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、再履行の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。
- (6) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。その場合、事前に再委託範囲及び再委託先を提示し承認を得ること。
- (7) 再委託範囲は乙が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は乙の責任において解決すること。
- (8) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、甲に帰属する。成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権との権利を侵害した場合は、乙は、その一切の責任を負うこと。
- (9) 本業務遂行中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合または第三者から損害を受けた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を書面により報告し、全て乙の責任において処理解決するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。
- (10) 本業務の実施に際して、仕様書に定める事項及び仕様書に定められていない事項等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と乙との協議の上決定するものとする。